

令和元年（2019年）9月11日
子ども文教委員会資料
子ども教育部保育園・幼稚園課

（第74号議案）

中野区立幼稚園条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 （略） (保育料)	第1条 （略） (保育料)
第2条 前条に規定する幼稚園を利用する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定子ども</u> に係る保育料は、無料とする。	第2条 前条に規定する幼稚園を利用する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する <u>支給認定子ども</u> （以下単に「支給認定子ども」という。）の同項に規定する <u>支給認定保護者又は扶養義務者</u> （以下「保護者等」という。）は、別表に定める保育料を納付しなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯</u> <u>（別表に定めるA階層、B階層及びC1階層に属する世帯を除く。）において、小学校の第1学年から第3学年までに在学している児童又は幼稚園その他中野区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める施設若しくは事業を利用している児童が2人以上いる場合であつて、当該世帯の当該児童のうちの最年長の児童を除いた児童（以下「対象児童」という。）に支給認定子どもがいるときの当該支給認定子どもに係る保育料の額は、次の各号に掲げる額とする。</u> <u>（1）別表に定めるC3階層に属する世帯に係る対象児童のうち最年長の児童 850円</u> <u>（2）前号に掲げる児童以外の児童 無料</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、別表に定めるC1階層に属する世帯において、支給認定子どもより年長の特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）がいるときの当該支給認定子どもに係る保育料は、無料とする。</u> <u>4 第1項の規定にかかわらず、別表に定めるC1</u>

階層に属する世帯のうち、生計を一にする要保護者等（施行令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）がいる世帯及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定により児童扶養手当の支給の認定を受けている保護者等のうち、婚姻によらず母又は父となつた保護者等で現に婚姻していないもの（婚姻をしたことがある保護者等を除く。）に係る世帯において、支給認定子どもより年長の特定被監護者等がいないときの当該支給認定子どもに係る保育料の額は、第1項の規定により定められた保育料に100分の50を乗じて得た額とする。

5 第2項における最年長の児童が2人以上いる場合、第3項における支給認定子どもが最年長であり、かつ、2人以上いる場合及び前項における支給認定子どもが2人以上いる場合の取扱いについては、教育委員会が別に定める。

第3条 既納の保育料は、還付しない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

第4条 保育料は、教育委員会が必要と認めたときは、これを減免することができる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、中野区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

付 則 (略)

付 則 (略)

別表（第2条関係）

保育料徴収基準

階層区分	各月初日における世帯の階層区分 定義	基準額（月額）
		円0
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者	円0

	の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	
B	現年度分の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	0
C 1	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が77,100円以下の世帯	4,100
C 2	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	8,500
C 3	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が211,201円以上の世帯	13,700

備考

- 1 この表において「所得割課税額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第29条第1項第2号に規定する所得割の額によって課する市町村民税であつて同法の規定によつて計算された所得割の額を基準として教育委員会規則で定めるところにより計算した額をいう。
- 2 第2条第1項に規定する者で、市町村民税の賦課期日(地方税法第318条に規定する賦課期日をいう。)において同法の施行地に住所を有しないため、市町村民税が課されない者が属する世帯については、教育委員会規則で定めるところにより、当該者の申告に基づく収入の額を基礎として算定した額を同法その他の市町村民税に関する法令の規定により市町村民税が課される所得の額とみなして、この表を適用する。
- 3 B階層からC3階層までの階層区分については、A階層に属する世帯には適用しない。
- 4 4月から8月までの月分の保育料の額に

係るこの表の適用については、「現年度分」
とあるのは、「前年度分」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の中野区立幼稚園条例の規定は、令和元年10月1日以後の幼稚園の利用に係る保育料について適用し、同日前の幼稚園の利用に係る保育料については、なお従前の例による。